

認知症対応型通所介護わかば（介護予防） 重要事項説明書

あなたに対する認知症対応型通所介護（介護予防）事業所「わかば」は、サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者の理念

私たちは、地域から愛され選ばれる病院を目指します。

2、事業者の基本方針

- ・患者様の権利を尊重し、思いやりのある医療・介護サービスを提供します。
- ・地域医療の発展に貢献し、住民の健康増進に寄与します。
- ・職員は向上心を持って研鑽に努め、自己の成長と医療技術の向上を図ります。
- ・安全で清潔、快適な療養環境・職場環境の維持に努めます。
- ・良質な医療を提供し続けるために、効率的で健全な病院経営に努めます。

3、事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団一志会
主たる事業所の所在地	富山県黒部市荻生821番地
法人種別	医療法人
代表者の氏名	池田 一郎
電話番号	0765-54-5400

4、利用事業所

利用事業者の名称	認知症対応型通所介護（介護予防）事業所「わかば」
所在地	富山県黒部市荻生821番地
都道府県知事許可番号	1690700016
利用定員	12名
管理者の氏名	澤岡 真美子
電話番号（FAX番号）	0765-54-2201（0765-54-2202）

5、利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護医療院	平成30年10月1日	16B0700011	29名
短期入所療養介護	平成30年10月1日	16B0700011	空床利用
介護予防短期入所療養介護	平成30年10月1日	16B0700011	
通所リハビリテーション	平成15年4月1日	1610710558	40名
介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日	1610710558	
通所介護	平成18年12月1日	1670700283	25名
介護予防・日常生活支援総合事業	平成18年12月1日	1670700283	
訪問リハビリテーション	平成15年4月1日	1610710558	—
介護予防訪問リハビリテーション	平成15年4月1日	1610710558	
居宅介護支援	平成15年4月1日	1670700192	—

6、事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画（介護予防）を立て実施し、適切な認知症対応型通所介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

7、利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	生活相談員と兼務
機能訓練指導員	1人以上	非常勤1名以上（午後1時～午後3時）
看護職員 もしくは介護職員	2人以上	常勤2名以上 日勤（午前8時～午後5時） 半勤（午前8時～午前12時）
生活相談員	1人以上	常勤1名以上 日勤（午前8時～午後5時） 半勤（午前8時～午前12時）
歯科衛生士	1人以上	非常勤1名 日勤（午前9時～午後1時）

8、サービス提供時間

サービス提供日	毎週月曜日～土曜日
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時（送迎等により時間は前後します）

サービス休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・祝祭日, 国民の祝祭日（昭和23年法律第178号に規定する休日） ・お盆（8月14日） ・年末年始（12月30日～1月3日）
---------	---

9、秘密の保持について

当事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、従業員が退職後も在籍中に知り得た利用者様ならびにご家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

10、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「デイサービスさくら・わかば消防計画」に則り、対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「デイサービスさくら・わかば消防計画」に則り、年2回、夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	<p>当事業所は防災設備として以下のものを常設しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・消火器 ・誘導灯 <p>防火管理者が常に点検し、不備欠陥箇所があれば改修するよう努めます。</p>
消防計画等	<p>黒部消防署への届出日：平成18年11月14日</p> <p>防火管理者：樋口克宏</p>

11、運営推進会議の設置

当事業所では、認知症対応型通所介護（介護予防）の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等
開催	半年に1回の割合で開催する
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成する

12、ハラスメント対策について

当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者様およびそのご家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

13、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者相談、意見要望苦情に対する常設の窓口として担当者を下記のとおり配置します。また、担当者が不在の時には、基本的な事項について誰でも対応できるようにすると共に、担当者に必ず引き継ぎ、意見要望苦情に対する早期改善、是正措置を講ずるよう配慮します。

苦情相談担当者：事務局長	樋口 克宏 (ひぐち かつひろ)
相談援助担当者：管理者	澤岡 真美子 (さわおか まみこ)
苦情・相談対応時間：月曜～金曜	8時～17時
電話：0765-54-5400	MAIL：ikeda-reha@po4.nsk.ne.jp

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- ・苦情を受けた場合は速やかに申立者と連絡を取り、直接事情を伺い、意見要望苦情内容の確認をします。
- ・担当者は、意見要望や苦情内容を管理者に報告します。
- ・管理者は、担当者や職員を加え、意見要望・苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- ・検討会議の結果をもとに処理結果をまとめ、管理者は具体的な対応を指示します。
- ・意見要望苦情の処理結果を記録し、再発防止に努めます。
- ・申立者からの意見要望苦情に関して国民健康保険団体連合会や各市町村担当部門が行う調査に協力し、また、それら関連機関による指導・助言に従って必要な改善を行います。

(3) その他

- ・平素より申立者からの苦情を受けないように充実したサービス提供を心がけます。
- ・事業所内の会議でも、意見要望・苦情報告を行い、情報の共有を行います。
- ・意見要望苦情を言いやすいように、スタッフも利用者、家族に話しかけ、挨拶を日頃から行っていきます。

苦情における事業所外の受付は以下の保険者もしくは市町村までお申し付けください。

●富山県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口

住所：富山県富山市下野995-3 電話：076-431-9833

●富山県福祉サービス運営適正化委員会

住所：富山市安住町5番21号 福祉会館2階 電話：076-432-3280

●新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

住所：富山県黒部市北新199 電話：0765-57-3303

●黒部市役所福祉課

住所：富山県黒部市三日市1301 電話：0765-54-2111

●入善町役場保険福祉課

住所：富山県下新川郡入善町入膳423 電話：0765-72-1100

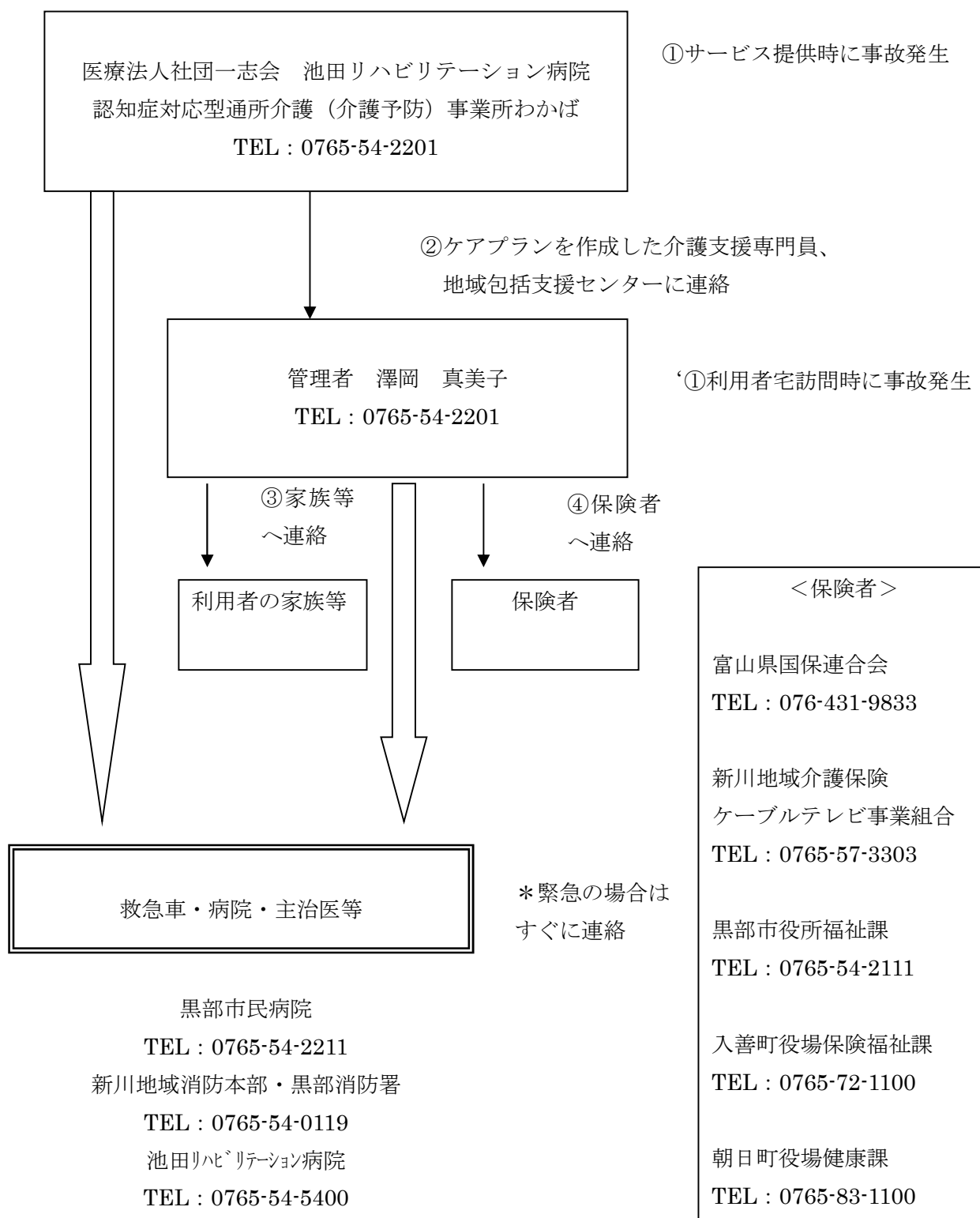
●朝日町役場健康課

住所：富山県下新川郡朝日町道下1133 電話：0765-83-1100

14、事故発生時の対応について

認知症対応型通所介護サービスの提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡を取り対応します。

また、当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、事実確認のうえで速やかに損害賠償を検討いたします。



【サービス内容説明書】

1. 介護保険被保険者証の確認

お申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 認知症対応型通所介護（介護予防）事業所「わかば」の概要

認知症対応型通所介護（介護予防）事業所「わかば」は、住み慣れた地域の中で、利用者様のペースに合わせ、ゆったりと安心した暮らしが出来るよう支援します。

3. サービス内容

(1) 認知症対応型通所介護（介護予防）事業所「わかば」計画の立案

(2) 食事（昼食12時）

※キザミ食、ミキサー食など利用者に適した特別な食事も用意しております。

(3) 入浴

※一般浴槽にて福祉用具を使用して対応します。（利用者様の状態で清拭の場合もあり）

(4) 看護職員及び介護職員の下における介護

※利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう利用者の病状及び心身の状況に応じ適切な技術をもって行います。

(5) 健康管理

※当事業所では、看護職員や介護職員が常時健康管理を行います。

(6) 個別機能訓練サービス（当該サービス提供体制にあり、利用者様の選択により）

(7) 口腔機能向上サービス（当該サービス提供にあり、利用者様の選択により）

(8) 相談援助サービス

(9) 送迎サービス

4. 協力機関等

(1) 当事業所ではご利用者の状態が急変した場合等には、下記医療機関にて速やかに対応いたします。緊急の場合には、「契約証書」にご記入いただいた先に連絡いたします。

<協力医療機関>

・池田リハビリテーション病院（富山県黒部市荻生821）

・黒部市民病院（富山県黒部市三日市1108-1）

(2) 通院等における診療報酬の請求方法が一般患者とは異なります。

5. 利用料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料金が異なります。

所得及び収入によって、利用金額の負担金が1割から3割となります。

(1) 基本料金 認知症対応型通所介護費（ii）

要介護度	利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
（一）3時間以上4時間未満				
要介護1	4,910円/日	491円/日	982円/日	1,473円/日
要介護2	5,410円/日	541円/日	1,082円/日	1,623円/日

要介護3	5,890円/日	589円/日	1,178円/日	1,767円/日
要介護4	6,390円/日	639円/日	1,278円/日	1,917円/日
要介護5	6,880円/日	688円/日	1,376円/日	2,064円/日
要支援1	4,290円/日	429円/日	858円/日	1,287円/日
要支援2	4,760円/日	476円/日	952円/日	1,428円/日
(二) 4時間以上5時間未満				
要介護1	5,150円/日	515円/日	1,030円/日	1,545円/日
要介護2	5,660円/日	566円/日	1,132円/日	1,698円/日
要介護3	6,180円/日	618円/日	1,236円/日	1,854円/日
要介護4	6,690円/日	669円/日	1,338円/日	2,007円/日
要介護5	7,200円/日	720円/日	1,440円/日	2,160円/日
要支援1	4,490円/日	449円/日	898円/日	1,347円/日
要支援2	4,980円/日	498円/日	996円/日	1,494円/日
(三) 5時間以上6時間未満				
要介護1	7,710円/日	771円/日	1,542円/日	2,313円/日
要介護2	8,540円/日	854円/日	1,708円/日	2,562円/日
要介護3	9,360円/日	936円/日	1,872円/日	2,808円/日
要介護4	10,160円/日	1,016円/日	2,032円/日	3,048円/日
要介護5	10,990円/日	1,099円/日	2,198円/日	3,297円/日
要支援1	6,670円/日	667円/日	1,334円/日	2,001円/日
要支援2	7,430円/日	743円/日	1,486円/日	2,229円/日
(四) 6時間以上7時間未満				
要介護1	7,900円/日	790円/日	1,580円/日	2,370円/日
要介護2	8,760円/日	876円/日	1,752円/日	2,628円/日
要介護3	9,600円/日	960円/日	1,920円/日	2,880円/日
要介護4	10,420円/日	1,042円/日	2,084円/日	3,126円/日
要介護5	11,270円/日	1,127円/日	2,254円/日	3,381円/日
要支援1	6,840円/日	684円/日	1,368円/日	2,052円/日
要支援2	7,620円/日	762円/日	1,524円/日	2,286円/日
(五) 7時間以上8時間未満				
要介護1	8,940円/日	894円/日	1,788円/日	2,682円/日
要介護2	9,890円/日	989円/日	1,978円/日	2,967円/日
要介護3	10,860円/日	1,086円/日	2,172円/日	3,258円/日
要介護4	11,830円/日	1,183円/日	2,366円/日	3,549円/日
要介護5	12,780円/日	1,278円/日	2,556円/日	3,834円/日
要支援1	7,730円/日	773円/日	1,546円/日	2,319円/日
要支援2	8,640円/日	864円/日	1,728円/日	2,592円/日
(六) 8時間以上9時間未満				
要介護1	9,220円/日	922円/日	1,844円/日	2,766円/日
要介護2	10,200円/日	1,020円/日	2,040円/日	3,060円/日

要介護3	11,200円/日	1,120円/日	2,240円/日	3,360円/日
要介護4	12,210円/日	1,221円/日	2,442円/日	3,663円/日
要介護5	13,210円/日	1,321円/日	2,642円/日	3,963円/日
要支援1	7,980円/日	798円/日	1,596円/日	2,394円/日
要支援2	8,910円/日	891円/日	1,782円/日	2,673円/日

※感染症又は災害の発生を理由に利用者数の減少が生じ条件を満たした場合、救済措置として3ヶ月に限り、3/100の加算が発生します。

(2) 加算料金

加算	加算料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
○入浴介助加算 (I)				
	400円/日	40円/日	80円/日	120円/日
○若年性認知症利用者受入加算 (40歳以上65歳未満の方が利用した場合)				
	600円/日	60円/日	120円/日	180円/日
○口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度・口腔及び栄養状態について確認を行い、情報を担当ケアマネジャーと共有した場合)				
(I)	200円/回	20円/回	40円/回	60円/回
(II)	50円/回	5円/回	10円/回	15円/回
○口腔機能向上加算 (I) (3月以内の期限に限り1月に要介護者は2回、要支援者は1回を限度・口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能の訓練)				
	1,500円/日	150円/日	300円/日	450円/日
○サービス提供体制強化加算 (I) ※ご利用いただくすべてのご利用者に対して加算されます。				
	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
○介護職員等処遇改善加算 (I) ロ ※ご利用いただくすべてのご利用者に対して加算されます。				
1月につき (基本料金+加算料金+減算料金) × 236/1000				

(3) 減算料金

減算	減算料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
○利用者の数が利用定員 (12名) を超える場合				
				基本料金×70/100
○看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合				
				基本料金×70/100
○2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合				
				基本料金×63/100
○高齢者虐待防止措置未実施減算				
				基本料金×1/100
○業務継続計画未策定減算				
				基本料金×1/100
○事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合				
	-940円/日	-94円/日	-188円/日	-282円/日

○利用者に対して、送迎を行わなかった場合（片道こつき）			
	-470円/日	-47円/日	-94円/日
			-141円/日

（４）その他の料金（利用者様の自己負担によるもの）

①食費（食材料費＋調理コスト） 760円/日

②食費（おやつなし） 700円/日

※休みの連絡がない場合や、来所後10時30分以降にキャンセルをされる場合は、食材料費として530円徴収させていただきます。

6. 利用時に必要な持ち物

（１）書類／介護保険被保険者証・老人医療受給者証・健康保険被保険者証
身体障害者手帳（該当される方）

（２）着衣等／運動靴又は機能訓練時に行動しやすい靴・着替え・薬（必要な方のみ）
タオル（2枚程度）・バスタオル（1枚程度）・オムツ（必要な方のみ）

（３）注意事項／着衣や身の回り品には、氏名を必ずご記入下さい。
なるべく余分な品物をお持ちにならないようにして下さい。
必要以外の現金や貴重品は所持なさらないようにして下さい。